

建設水道常任委員会

平成18年3月15日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎飯高 昭二 ○中川 靖広 浅井 正八
小野 隆雄 吉川 勝義
中西議長

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	助 役	芳村 是
収 入 役	中野 秀樹	総 務 部 長	植村 哲男
都市建設部長	藤本 宗司	建 設 課 長	堤 和雄
同 課 長 補 佐	加藤 保幸	観 光 産 業 課 長	今西 弘至
同 課 長 補 佐	川端 伸和	同 課 長 補 佐	角井 敏文
都市整備課長	藤川 岳志	都市整備課参事	西田 哲也
同 課 長 補 佐	佃田 眞規	同 課 長 補 佐	井上 貴至
上下水道部長	池田 善紀	上 水 道 課 長	水田 美文
同 課 長 補 佐	井上 究	下 水 道 課 長	谷口 裕司
同 課 長 補 佐	上田 俊雄		

3. 会議の書記

議会事務局長 浦口 隆 同 係 長 猪川 恭弘

4. 審査事項

別紙の通り

委員長 開会（午前9時00分）
署名委員 小野委員、吉川委員

委員長 皆さんおはようございます。全委員出席されておりますので、ただいまより、建設水道常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

初めに町長の挨拶をお受けいたします。小城町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長 最初に、本委員会の会議録署名委員を、私より指名いたします。

署名委員に、小野委員、吉川委員のお二人を指名いたします。両委員にはよろしく願いいたします。

委員長 本日の審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございます。

初めに、本会議からの付託議案についてであります。

（1）議案第14号、斑鳩町町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。堤建設課長。

建設課長 議案第14号、斑鳩町町営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。初めに議案書の朗読をいたします。

（ 議案書朗読 ）

建設課長 最終ページをご覧いただきたいと思います。要旨の朗読をもって説明と変えさせていただきます。

（ 要旨朗読 ）

建設課長　　また、前回にご指摘いただきました、国土交通省令につきまして、別紙資料1を添付しておりますので、ご覧くださるようお願いいたします。以上、簡単であります、ご審査のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

委員長　　説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

小野委員　　資料、今つけてもらってるので、読む間がないので、ちょっとピントの外れた質問するか分かりませんが、私は前回の委員会でも少し提案させていただいた経緯もありまして、また、この議会で複数の同僚議員が、公営住宅に障害者が優先的に入居できる対策について、という事で町の姿勢を正しておられます。この中での議論を聞かせてもらっている中では、使用形態が違うんだと、その事で今、国土交通省のこれがあるのかなと、読んでないのでちょっと分からないんですけど。それとか、本来の目的が違うと、本来の目的が違うと、困窮度から選ぶんだというような形で答弁されたような記憶しててんですが、議事録見てないのでまだ分かりませんが、私はそれではあまりにも、今のこの条例改正の要旨、結局要旨の中にも精神障害者、知的障害者の方につきましても認められることとなりましたと。拡大、緩和されたという事ですから、この条例の改正される、要旨、その主旨から言っても使用形態が違うんだとか、本来の目的が違うんだとか、それでは、意味がなしてこないんじゃないかな、私は思うんです。そしてやはり、私どもは委員会の中心主義でやっておりますので、担当常任委員の1人としては、是非ともこの、今の議案第14号を審査するにあたっては、どういう形でそういう方に応じられるのか、それは研究すべきだと思うんですが、一般質問という形の中での答弁としては、それで答弁が終ってるといように考えられるのであれば、それはちょっと違う、私はあえて申し上げたいと思いますし、この場で、そしたら複数の同僚議員が質問されてたように、精神障害者、知的障害者、それは目的、私が質問したのはグループホームで使えないのか、とい

う事で話をしておりましたが、そういう形に前向きにいける姿勢、それを私は示していただきたいと思うんですが、その点について答弁をお願いします。

町長 今、小野委員もご指摘のように、当然、身体障害者あるいは精神障害者、知的障害者の関係等について、提供をさせてあげるのがいいわけです。この関係等については、当然前向きに進めていきたいと思えますけれども、ある程度やっぱり今現在、町営住宅に住んでおられる方々、あるいはそういう方々の整理をしていく必要もあると思えますし、そういう点で、今すぐ、直ちに空家ができました、という事にはなかなか難しいと思えますけれども、今ご指摘のように、1年ほどかけて、一応できるだけそういう事のご納得、皆さん方の条件が整いますとそういう関係で、入居できるような体制にもして参りたい、そのためには、色々とまた議会のご意見をいただきながら、我々としてはできるだけ整理をしながら、前向きに進めて参りたいと思えます。

小野委員 私はなぜこのような事を申し上げるかと言いましたら、前回の建設委員会の前日というか、夕方なんですかね、お二人の方がお見えになって、色々、町長ともお話されたという経緯も話しておられたんですが、時間がないと言っておられます。それで、できるだけ早い目に姿勢を示していただきたい、そのようにお願いしておきます。以上です。

委員長 他にございませんでしょうか。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第14号については、当委員会と

して満場一致で可決すべきものと決しました。

次に（２）議案第１５号、斑鳩町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。

理事者の説明を求めます。水田上水道課長。

上水道課長 それでは、議案第１５号、斑鳩町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について、まず議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

上水道課長 本条例の一部改正は、斑鳩町の一般職の給与の種類に関する条例の一部改正に伴い、当条例を改正するもので、内容といたしまして、調整手当を廃止し、地域手当を新たに設けるものでございます。それでは４ページ目をお願いします。要旨の朗読をもってかえさせていただきます。

（ 要旨朗読 ）

上水道課長 条例の新旧対照表及び条例の本文につきましては、事前の委員会に報告させていただきましたので省略させていただきます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます、何とぞ原案通りご承認賜りますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

（ 質疑なし ）

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、当委員会として原案どおり可

決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第15号については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に(3)議案第19号、平成17年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題と致します。

理事者の説明を求めます。谷口下水道課長。

下水道課長 それでは、議案第19号、平成17年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてご説明させていただきます。まず初めに議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

下水道課長 それでは、恐れ入ります。2ページをご覧くださいませでしょうか。第1表繰越明許費でございます。第1款公共下水道費、第2項下水道新設改良費、事業名、公共下水道事業でございます。

これは本年度より汚水処理施設整備交付金事業の採択を受け、事業を進めて参っておりますが、本年度交付金の追加交付を受けることにより、当初、平成18年度に施工を予定しておりました服部1丁目地内の面整備であります3つの工区を、年度内に前倒しし、発注し、整備区域の拡大を図ることを目的とし、去る2月28日に入札を執行いたしております。それにより、1億4,313万8,000円の繰越明許をお願いするものでございます。

それでは1ページのお戻りいただけますでしょうか。朗読をもって、平成17年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)のご説明とさせていただきます。

(予算書朗読)

下水道課長 以上、簡単ではございますが、平成17年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、何とぞ原案どおりご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本件については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第19号については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(4)議案第21号、平成17年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第4号)についてを議題と致します。

理事者の説明を求めます。水田上水道課長。

上水道課長 それでは、議案第21号、平成17年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第4号)についてご説明させていただきます。まず議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

上水道課 今回の補正は、水道事業費用として職員退職による職員退職組合手

長 当金、505万5,000円の増額と借換債により企業債利子が確定したことにより、支払利息50万5,000円の減額であります。また、資本的支出として先ほど申し上げましたように、借換債により企業債元金が確定したことにより、企業債償還金13万1,000円の増額をお願いするものでございます。それでは、3ページ目をお願いします。

(朗 読)

上水道課 それでは1ページ目をお願いします。
長

(朗 読)

上水道課 以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます、何とぞ原案ど
長 おりご承認賜りますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本件については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第21号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(5)議案第33号、斑鳩町観光自動車駐車場の指定管理者の指定についてを議題と致します。

理事者の説明を求めます。今西観光産業課長。

観光産業
課長 それでは、議案第33号、斑鳩町観光自動車駐車場の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。まず初めに議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

観光産業
課長 続きまして、次のページの斑鳩町観光自動車駐車場の指定管理者の指定につきましても朗読させていただきます。

(朗 読)

観光産業
課長 この内容につきましては、前回、平成18年2月14日の当委員会でも内容のご説明をさせていただいております。そして2月20日の指定管理者選定等審査委員会におきましては、申請者につきましては、観光自動車駐車場の設置目的についてよく理解しているとともに、業務内容も熟知している。また、効率的な運営にも努力しているなど、効率的で効果的な管理運営が期待できるとして、斑鳩町観光協会を指定管理者として選定されたところでございます。

なお、前回の委員会の資料、提出させて頂いております資料では3番目の指定の期間につきましては、平成18年4月1日から平成22年3月31日までといたしておりましたが、制度導入の初年度という事で、慎重に対応して参りたいと考えており、平成18年4月1日から平成19年3月31日まで、一年間と変更させて頂いております。ご了承のほど、よろしくお願いいたします。

以上、簡単でございますが、議案第33号の斑鳩町観光自動車駐車場の指定管理者の指定についての説明とさせていただきます。何とぞ原案通りご承認賜りますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

小野委員 前回も色々質問させていただきましたし、今回の正式に議案として上がってきましたので質問を、繰り返す事にもなるかも知れませんがよろしくお願ひします。まず、先ほども申し上げました、一般質問で、同僚議員、しかも彼は総務委員長ですので、この指定管理者制度という事については、色々担当常任委員会にも詳しく説明されて、理解しやすいように説明されたものだと、私は思っておるんですが、その同僚議員が、単純に質問されてるんですね、なぜ公募しなかったのか、という事なんです。今、課長の説明では選定委員会という事でされた。いろんな制度に基づいての、書類を審査した結果、観光協会が一番妥当だという事で決定されたと思うんですが、その前に公募による制度導入について、この検討は、これはどこでされるんですかね。その事について、どういう機関でされて、公募するか単独指定するか、という事をどこで決定されて、それがどのような経緯で単独指定、そして選考委員会、これは制度上そういうのが必要だという事で、まずこの選定委員会のメンバーはどういう方であって、どういう議論があったのか、という事をお聞きする前に公募という事を検討された経緯があると思います。そして単独指定という事で決められた、それらの経緯、分かりやすくお願ひしたいんです。私自身、指定管理者制度というものについて、全く未熟な者ですので分かりやすいように答弁していただきたい、そのように思います。

観光産業課長 指定管理者につきまして、公募選定についてどういう事であったのかという事でございます。指定管理者の単独指定か公募指定かの決定につきましては、当該施設の管理により、蓄積された貴重な経営資源を有効に活用する事を基本とされております。これは指定管理者制度の運用方針でうたっておることなんです、その事によりまして、原則といたしまして、現在管理運営をしている団体等に優先することとすると。ただし、行革的観点からの公募による方法が改善効果が高い

と判断される場合については、公募することとしておりますので、従来、公的団体としておりました委託管理制度に伴って、今回、こういう形を採らせて頂いたようなことでございます。

小野委員　今の課長の答弁ではね、私は、指定管理者制度、行革という言葉も今ちょっとおっしゃったと思うんです。まさしく、そうだと思うんですよ。昨日ね、何時頃やったか知らんけど、偶然、テレビ見てたらね、ある自治体というか、区役所、区でしたかね、私もぱっと見ただけで、分からなかったけど、確かね、スポーツジムなんですよ。スポーツジムというか、そこらの経営のどこへ出してるんです。そしたらね、今までは直営でされたと。それをそういう具合にして、まず成功しているということで、なるほど、こういう事を国は、自治法の改正をやってこういう具合にやっけて行けという事を言うてるんだと。私はね、今までの委託してきた団体ですね、団体にというものだったら、全くね、その趣旨がある1点では外れるんやけど。それと、入札制度を採り入れてみて、そっからの出発だと、私は思うんです。まして、昨日、予算委員会が一応、予算委員会では可決になりました。私は、不幸にもどうか、幸いというんですか、委員長でしたので意思表示はしておりません。この予算を見させていただいたところ、これも同僚議員が指摘してましたね。予算委員でもあります総務委員長がそうして言うてました。上がってるやんか、端的に言うてね。予算が。財政健全化ということで、今、盛んにやっ取るんですよ。そして、そのための指定管理者制度の導入なんですよ。2つの基本がね、崩れてるんですよ。これではね、こういうね、この段階に指定管理者の指定についてね、提案されてもね、これは議員としてね、全く議論するものでないと言わざるを得ないんですけど。この点についても、ご答弁願いたいです。

町　長　小野委員のご指摘のように、確かに色々と難しい問題はあると思います。昨日、9時15分からNHKでもやりましたように、スポーツジム等の関係について民間委託等で非常に活性化しているというこ

とで、奈良県下でもそういう点では、天理の関係等についても、あれも民間でやっていますし、新庄町の関係についても民間でやっています、スポーツジムとしてはなかなか景気はいいようございしますが、斑鳩の町営駐車場等につきましては、小野委員ご指摘のように、現時点を言うというよりも、当初、斑鳩町の場合は町営駐車場というのは、昭和60年をピークとして、3万何台というぐらいのバスがあって、乗客が乗車しておったという状況で、町の職員等で手助けしながら、それから、当然、だんだんと大変増えて、結局、民間の関係に委託をいたしますと、1,200,300万という人件費が掛かって参ります。それと併せて、段々と落ち込んでくる経費を考えますと、入を考えますと非常に大変なことであるということから、一応、観光協会に委託をして運営をしてやっておる訳ですけど、そういう点について、それと併せて、付近住民の関係等について、整理をしていかなければいけません。駐車場等については、町のものでありながら、付近の方々から、駐車場に寄与するという関係について、いろいろと、以前も盆踊りを商工会でさせてほしいといったら、1回は認めるけども、そういう点では についてないということもございましたし、そういう関係の整理もしていかないといけませんし、法隆寺の観光協会、門前の関係の観光協会とも協議をしていく中で、私は、確かに、民間の導入にはいい訳ですが、年間を通じていけるという見通しであれば、民間等公募して、ある程度そういう関係等にもなる訳ですが、出来るだけ最小の経費で、入はそんなに伸びませんけども、今現在、2,000万ぐらいの入ですから、そういう事を考えますと、出来るだけ最小限で人件費を抑えていくことが大事だなと。一般質問でも、総務委員長等が申されているように、昨年より今年の方が人件費が上がっているということもご指摘されてますように、出来るだけ人件費を抑制しながら、そういう事を考えて努力をして参りたいという気持ちでなっておると、担当の関係等についても、そういう整理をしながら、させていただいたという経緯で、質問者のおっしゃっておられる趣旨とは、ちょっとかけ離れておりますが、そういう点で町としては安全な道を

求めていきたいということでございます。

小野委員

質問者のとはかけ離れているというような意味もおっしゃってますので、また、あえて私も大変失礼やけど、ちょっとかけ離れた答弁やなと思ってますので、あの、それでね、私はね、なぜね、104万です、数字的に言うたら。それが増えた形で契約をしていかなければいけないのか、これがね、全くの疑問なんです。これはね、誰に話してもおかしいと言うんです。この制度はね、やはり経費節減、今、町長おっしゃった。人件費節減するんだと。そのために、企業努力してもらおうんです。企業です、相手はね、一応、企業です。今回の場合、あれやけど。だから、テレビ放映の分については、私は100%信用はしてません。良い事ばかり言うてるんじゃないかなという、一つの疑いの目を持ちながら見てましたので、それも、ほんま、垣間見るというか、出かける前でしたから、チラッと見ただけで、こういう事もあるやということ、こういう目的やったかなということ、私は分かってますけど。だから、先ほど私は予算委員会が一応可決してるということで、私もそのメンバーやったけどというのはね、これはね、あの時に賛成意見をおっしゃった委員さん、こういう事を承知で可決するんだという事を、賛成するんだという事を言うておられるんですよ。だから、その事をしっかりと踏まえてもらいたいという事をね、あれは言うておられるんですよ。これはまさしく、それこそ、こういう事を財政健全化検討、え、何か知らんけど、会議の人がね、見られたら、この前も、意見交換会と言うて、新聞に載ってますけど、私はあの時に言いましたけど、意見交換会じゃないんですよ。完全なもう、あれですよ。指導が入ってるんです。町長の諮問機関から、私的な諮問機関から、議会という機関ですよ。そこに対して指導が入ってるんですよ。そして、前日でも、今日の新聞で皆さんご存知のとおりです。あの方たちがね、その時にどういう事をおっしゃったんですか。私らは議会としての機能を保つためにこれだけの人数は必要ですよというて、話しとったんです。説明しとったんです。そしたら、いろ

んな事業、これお前ら可決してるんか、そんな言い方ですよ。これね、指定管理者制度という事で、これについては前回の議会の中で条例改正をして指定管理者制度をこの駐車場、次のあれにも入れようと、これは可決しました。議論して可決させてもらった。そして、いざそれを、今回は指定についてということで提案されとるんです。これを議論して可決してください。してくださいとおかしいですけど、可決できますかといって出されてね、こんなん可決できるものと違いますやん。はっきり言うて。それで、こういうものを私らが可決ということでしたら、それこそ、何をしてるの、議会ってなんやのという事を言われますよ。全くね、出し方についてもね、何を考えてくれてますねんと。町長自ら、執行部がみんな、何を考えてくれてますんねんという事なんです。それらについてね、私は、どないして、どういう態度を議員としてやったらいいのか、途方に暮れとるんです。もう少し、しっかりした答弁をしてもらわんなら、やはりこれは、こんなものは話を出来るもんじゃないです。それと、先ほど、私どもの議会のやり方で、事前にこういう議案を出しますということで、開会前に委員会を開いてます。だからその時の資料と今が違って、当たり前なんですよ。課長が、こちらからの申し入れで、1年にしてくれということで、告示に間に合うように、こうして直していただいたということをつけ加えておられます。これは、私は蛇足だと思います。そのために、事前の議会を開いてこういうものはこうだろうという事で、色々議論してるんです。だから、今残念なことに、3つの議案が質疑なしなんです。本会議から付託をされて、ここで議論したとき、質疑なしなんです。私は繰り返そうかなと思ったんですが、もう何もしなかった。というのは、説明された課長がね、今の課長だけじゃないですよ、その前でも、以前の委員会で説明させていただいてますからとか、そんなこと、なぜ、こういう、今の議事録残るんですよ、それをなぜ、こういう事をするんですか。そういう事で、議事録を見られた住民会議の方が、議会、何してるんやと言われるのが落ちですよ。もう少しね、職員のこの議会に対しての考え方を、しっかり持ってもらわんと

いかんと思います。今提案されている、この議案についての審議に絞っていかんといかんで、ちょっと質問を変えていきますけどね、一般質問の中で、前回のこの委員会でも、何か、野迫川の件を引き合いに出されておりましたが、私はその事と、今、単独指定をするということについての議論とは、私はかけ離れているものだと、そのように認識しているんですが、何かその時、助役さんなりが、野迫川の施設のことで予定していた民間企業ですか、民間業者が契約途中ですか、拒否したというんか、管理を辞退したと、そのような事で、内容的には私は知りません。そういう答弁があるから、今回、先ほど担当課長も申し上げたように、今の実績があると、だから安全やと、町長もそれで安全だということで、観光協会ということで。おっしゃっている意味の確認ですが、私はその野迫川の議会のこともはっきり知りませんが、だから、そしたら、法の目的、政令ですか、その目的をいわば、しっかりと認識せずに従前どおりの形でやっとく、名前を変えるだけやと。予算委員会でもある委員さんがおっしゃってる。名前変えるだけの認識ではおかしいやんかということで、言っておられる、その点かと私は思うんですが、その点についてね、私も同じような意見です。名前を変えるだけやったら、何もする必要はない。まして、今回、名前を変えることによって、予算的に、財政緊迫してる。法の趣旨に基づかなくて、両方とも増なんですね。この事について、どういう考えで、このようにされているのか、再度、お聞かせ願いたいと思います。

町 長

小野委員のご指摘のように、経費の関係等について、昨年より上がっているというか、全体的な流れから、金額はどれだけということで、何ぼ上がったということになる訳ですけども、そういう関係等について、今ご指摘でございますけれども、民間がどうかということよりも、町営駐車場の維持機能というものを十二分に考えていかなかったら、当初、町営駐車場を設置した目的から、ずっと現在来ているわけですけども、そこらのところを十分精査しなかったらいけませんし、確か

に、小野委員のご指摘のように、あるいは一般質問にありましたように、経費が上がっているということでございますから、それを抑制することが一番ベターですけども、そこらのことが一番焦点になってくると思いますが、私は安全で安心して駐車場事務もしていくことによって、多少なりとも人件費は上がるにしてもですね、任せて責任を持っていただけるということで、させていただいているわけですが、小野委員と、ちょっと違うと思いますが、我々としては、そういう方向をずっと推移を見ながら進めてきましたから、民間としてもなかなか、年間、車の台数等、全てが満杯になるということもない訳ですから、そこらの考え方等考えますと、非常に難しいところあるし、また町の関係等についても、できるだけあそこで集合されるときには、車を置かせていただくこともある訳ですから、そこらの事も十分精査をして、そういうことにさせていただいたということでございます。

都市建設
部長

経費の関係で業務委託料が上がっているというご指摘がある訳ですが、業務委託料としてはなるほど、756万から860万に上がっている訳ですが、104万ということになるわけですが、今回の860万の中に、光熱水費、これは今まで町で負担をしていた分を、それを業務委託料の中に入れさせてもらってます。これはあくまでも指定管理者とすることによって、指定管理者で維持管理を運用していただくということで、その費用も入れさせてもらってます。そして、通信運搬費、消耗品、印刷製本費、諸々の経費を必要ということで入れさせてもらって、トータル的には60万弱、減額になっているという状況になっております。ただ、見た目では業務委託料としては上がっているという状況ですので、ご理解願いたいと、このように思います。

小野委員

そしたらね、先ほどから町長が人件費が上がっているとかね、そういう話されてるの、人件費としたら、何ぼ上がってるんですか。そういうものを、勘案して指定管理者に指定するんですよ。同じレベルの

もので、そういう経費が他の方から出てたからということで、部長の答弁だと思うんですよ、説明だと思うんですよ。だから、それで数字的に一緒だというのは、これは制度の趣旨からは外れてるんですよ。その点、もう一度、部長、教えてください。それで少しでも下がってるんだったら、その説明は、私は了とします。

都市建設
部長 今も説明させていただきましたように、トータル的に予算を見る限り、委託料としては104万上がっているという状況になる訳ですが、諸々の経費を町で負担していた分も含ませてもらった中で、最終的には減額状況になっているという状況でございます。ただ、指定管理者として、公募して民間ということになることによって、当然、競争の原理が働くと、収入が増やすというのも一つの考え方、当然だと思います。ただ、観光駐車場の設置目的、そして観光協会の設置目的、iセンターの設置目的、これは皆同じ考え方でやらしてもらってます。そうした中で、いかに、門前の業者とか、そういう繋がりを深めて、新たな観光客を取り込んでいくというような方策を地域と連携してやってもらうというようなところ辺を期待をいたしているということでございますので、ご理解願いたいと、このように思います。

小野委員 部長、これは経費入っておるんだということだからね、そしたら、今までの、町長はね、人件費が必要やからという事を言うてはる。だから、そしたら、先ほどからの答弁で人件費上がってるからとか、いるからと言うておられたんやから、その、団体が、これを指定管理者受けるということは、どういうことなんかということも、もう少し認識されてないんじゃないかと、私よりもっと認識されてないと思います。意味、私ははっきりと分からないと言いながらやってるんですよ。分からないんやけど、この制度は町のため、住民のために、色々な、二つの目的あるんでしょ、指定管理者制度。昨日、テレビでも言うてましたけど、住民のためなんですよ。サービスの向上と、それと経費の削減なんですよ。こんなね、すばらしい制度採り入れてるんです。

それをしっかりと認識したら、こういう単独指定して、しかも、予算的に今度の契約金額がアップなってるんやと。こんなもんね、昨日のね、予算委員会でも纏めるときに話してるでしょ。議会費も、議員の報酬がこういう説明のなったらということで、申し入れて直してくれてるでしょ。誤解されますよ。そして、最終的には議会が議決したんかと言うて、言われるんですよ。もう少しね、私らの説明、住民に誤解されんようにやね、しっかりと説明してくださいよ。なんでそしたら、この制度がね、経費の節減にどないして役立ってるんですか。そんなね、光熱費をこっちから出してるから、そのプラスアルファしてます。それが104万やと。そんだったらね、人件費も、企業努力というんですか、選定委員会に提出されてる書類があるんでしょ。企画書みたいなものがあるんでしょ。それで、これだけものが要りますということで、予算組み立てたんでしょ。そんなもんね、それやったら、こんな話やったらだめやという事ぐらいの話はして行ってね、予算もつと下げてきて、効果があるように示してくださいよ。予算委員会じゃないんで、部長、細かい話は結構やけどね、それらの考え方がね、私はおかしいと思うんですよ。私は、今こうして出されてるのに、これに反対する気はないんですよ。けどね、その、これ先言うてしもたらだめやねけど、議員としては全くだめやねけど、反対する気はないんですよ。やってもうて、結構なんですよ。けど、私らが住民から誤解されないような、そういう説明してくださいと言うてるんですよ。これを、なぜ、斑鳩町の観光協会へ、単独指定した、その意味も、これ分からないです。住民には分からないです。まして、委託費が直営でやった分の金額上がるんだと、なんでですのん。指定管理者制度導入という意味が、お宅分かってるんですかと言われたら、私らどう答えたらよろしいの。答えられるように言うてください。しっかりと説明してください。確かにね、前回の議会で、条例改正して指定管理者制度入れましょと、この駐車場についても、それから次の観光、iセンターですかね、それも次のありますけどね、私はまあ、同じように言うてるんです。それとね、指定管理者制度のもう一つの目玉という

んですか、民間活力ということですか。ご存知やね。表面だった。だから、民間活力を活用するということは、それによって、誠に申し訳ないけど、その住民サービスの向上と、それが経費の削減、自治体の経費の削減ということは、住民に対しての、一つの、どう言うんですか、福祉的な事もやっていかないかんとということで、そういう形を採っている。そしたら、せめてね、こういう、今、形で、1年間ということで、色々話させてもらってね、前回のときは議会が任期4年だからということで、普通は5年だけど4年にさせてもらいますということで説明受けてました。だけど、4年後には、私はここに要るかどうか、分かりませんよ。いわば、無責任に可決ということも可能なんですよ。4年後は議員と違うかもしれないから。だけど、今これを審議するに当たって、もう1回、あと1年任期ありますから、出来る範囲にしてもらいたいということで、議会運営委員会からの方からも申し入れがあって、そういうことで、提案を1年ということで、していただきました。これには評価しているんです。だからこそ、私が先ほど口滑らしたけど、反対する気はないんやということはそれはそうです。そこで、もう1点なんです。民間ということで、この観光協会について、町長、以前から私が指摘してますように、町長、会長しておられます。だから、住民の目から見たら、それは官から民へいったんじゃないやろというような見方もされるんですよ。町長が、私の色々な追及というんですか、それに対して答弁いただけてます。私は、規約の、規約ですかね、その改正にも向けて事務局も、事務局というんですか、担当の方からも、この観光協会の会則、私から言えば改善ですね、改正を諮ってるということも聞いております。是非とも、今、議案を提出された段階で、私は、町長としてね、協会の会長を、私は退いていただきたいと、その意思表示を、私はしていただきたいと、そのように思うんですが、その点についてはいかがですか。

町 長

以前からも、私は観光協会の会長というのか、元々、商工観光ということで商工会の中に観光協会というのがあったんですが、それがな

んで商工会の中に観光協会があるんだということで、そういう形だったら、町で預かってやらしていただくということで始まったわけですので、小野委員のご指摘のように、規約の関係も、この間2月19日、役員会で改正をさせていただいた訳ですし、理事の中から互選すると。この関係等についても、もう少し整理をすべきところがあるろうと思います。今現在、商工会から何名か理事を出てもらってますが、そういう関係等も整理しなければいけません。出来るだけ早い時期に、役員改選等がある中で、私もいつまでもということでも大変なことですから、皆さん方のどういうご意見があるのか、また変わって私がやるという人があるんだったら、私は大いに、そうして活性化のためにやっていただければ結構だと思っております。役員改選等、そういう時に、どういうご意見がでるのか、そこらを慎重に見る中で、いつまでも私がこの会長に固執をしていくということは考えていませんし、以前にもそういう、議会の中からも質問あるように、理事の互選という中でも、町長が会長を兼ねていくのは大変なことだろうということも、ご指摘でございますから、いつまでも私はこういう観光協会に精通した、明るい方が、私が手を挙げてなってやろうという方が出ただくことが望ましいことですから、とりあえず、直ぐ会長を町長が辞めるということではない訳ですが、次の役員改選とか、あるいは時期を見て、そういう点については代わっていただく方があれば、私は代わっていただいたらという気持ちは持っております。

小野委員　この観光協会が設立された当時のことも、私も商工会の会員の一人でしたので、もちろん、会員で、入ったばかりでね、内容的にはあまり知らなかったんですが、町長が、あえて、そしたら誰もということで、会長を引き受けていただいたという、そして今まで、こういう具合にして、観光協会を盛り上げていただいたことに対しては評価してるんですが、こういう指定管理者制度を導入していく段階でね、やはりそういう事で、住民の目から見ても、あの団体は官だというような見方をされないようにね、そして、組織自体もしっかりとした企業

感覚を持って、管理者制度の趣旨をしっかりと認識してもらえようなどになっていただきたいと、そのように私は常々思っておりますので、そういう点も含めて、よろしく願いいたしたいということで、長りましたが、質問という形の中で取らしてもらいました。

委員長 他にございませんでしょうか。

吉川委員 今、小野委員から言っていたので、多くは言いませんけれども、2月14日の建水の委員会でも出てる中でですね、管理運営に当たってはですね、管理運営コストをはじめですね、観光客や住民へのサービス提供など、今以上の管理運営を求めていかななくてはなりませんと、こういう答弁をしていただいている訳です。やっぱり、答弁したことについてはね、いつも肝に銘じてね、私は進めてもらいたいと思う。そういうことがあったら、今の質問はあまり出てこないんじゃないかと思う。それに不信感を抱いてでんな、なんべん同じ事を言っても、同じ状態で進んできてる。やっぱり前進してもらわないかん訳です。その事を私は強く訴えておきたいと、お願いをしておきたいと、もうお願いですんで、答弁は結構です。

委員長 他にございませんでしょうか。

(な し)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第33号については、当委員会と

して満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、（６）議案第３４号、斑鳩の里観光案内所の指定管理者の指定についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。今西観光産業課長。

観光産業
課長 それでは、議案第３４号、斑鳩の里観光案内所の指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。

初めに議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

観光産業
課長 続きまして、次のページの斑鳩の里観光案内所の指定管理者の指定についても朗読させていただきます。

（ 朗 読 ）

観光産業
課長 この内容につきましても、前回の委員会で説明をさせていただいており、２月２０日の指定管理者選定等審査委員会におきまして、申請者は施設内容及び斑鳩町を中心といたしました案内業務に熟知して、また観光ボランティア団体の育成及び支援など、観光支援を図る自主事業を展開しておりまして、それらの事業と施設管理をあわせた、一体的で効果的な質の高い運営が期待できるとして、斑鳩町観光協会を指定管理者として選定されております。

なお、斑鳩の里観光案内所の指定の期間につきましても、先ほどと同じように、平成１８年４月１日から平成２２年３月３１日までといたしておりましたが、先ほどと同様、制度導入の初年度ということで慎重に対応してまいりたいと考えまして、平成１８年４月１日から平成１９年３月３１日までの１年間の指定の期間といたしております。どうかよろしく願いいたします。

以上簡単でございますが、議案第３４号、斑鳩の里観光案内所の指

定管理者の指定についての説明とさせていただきます。何とぞ原案どおり、承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

小野委員 先ほどと同じ事で、繰り返しはしません。その点よろしくお願いいたしますと思います。それとね、今ちょっと、観光ボランティアというか、観光ガイドのボランティアの方たちの組織があると思うんですが、あまり知らないの、何を言うてるんやと言われるかも分かりませんが、観光協会に所属されている団体と理解したらよろしいんですか。別であって、ボランティアですから、ボランティアのそういう組織があって、観光協会の場所で、あれは無料観光をボランティアとしてされてるように、私は認識してるんですが、またそれも違うんなら違うと教えていただいたらいいんですが、斑鳩へ、特に法隆寺へ訪れられる観光客に対して、住民が無料で観光のボランティア活動をしておられるという認識ですが、その点、明確なあれがあるのかどうか、ちょっと教えてもらいたいです。

町長 観光ボランティアにつきましては、観光協会が講習をして、その受講された方に観光ボランティアとしてなっています。これは無料でございますし、また案内も無料でございます。ただ、もう一つは、シルバー人材も観光案内されてますから、それは有料で観光案内されます。私のほうは、自主的に観光協会が、観光の関係等について、ボランティアを募ったら、そういう関係で、観光ボランティアはボランティアで、会長は会長として、今現在はスギヤマさんという方が会長で、個人的に施設の中でやっていただいているということでございます。

小野委員 シルバー人材の方の有料の観光案内の方には、その方たちは同じようにiセンターにおられるのか、例えば観光客の方が、iセンター

へ来られて、ちょっと案内をお願いしたいという事を観光協会の方におっしゃったら、それは、シルバーの方へ案内したり、そういう事はされるんですかね。

町 長 シルバー人材の方は民間の方とか、あるいはそういう案内が斑鳩町でできますか、という事で問合せあった時に、シルバーでしたら有料ですよ、また観光ボランティアでしたら無料です、という事でシルバーで結構ですという事になれば、シルバー人材センターへ連絡とって、iセンターの方へ来ていただいて、ご案内いただくという事で、連携をさせていただきます。

小野委員 何か、有料と無料があったら、利用者としたら無料の方しか、無料の方でお願いするんだと思います。その窓口としての観光協会がそういう事をしていただいていると、また、ボランティアの方の無料の観光案内の方も頑張っておられるように聞いてますし、できるだけそういう方にしてもらえたら、お互いが切磋琢磨して斑鳩町盛り上げていただいているんだという事で期待してますのでよろしく願います。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第34号については、当委員会と

して満場一致で可決すべきものと決しました

次に（７）認定第１号、町道認定及び路線変更についてを議題と致します。理事者の説明を求めます。堤建設課長。

建設課長 認定第１号、町道認定及び路線変更についてであります。まず初めに議案書の朗読をいたします。

（ 議案書朗読 ）

建設課長 次のページをご覧頂きたいと思います。

（ 朗 読 ）

建設課長 それと、次のページにつきましては、町道認定についての参考資料を添付しておりますが、以上、町道認定に附すべき７路線と変更する路線１路線であります。ご審査の上、ご承認賜りますようよろしくお願い致します。

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

小野委員 整理番号５の３９７号線としての認定の提案される土地だと思っておりますが、以前、抵当権抹消のための訴えの提起という事で、議会も議決しておりますが、その進捗状況はどのようになっているんですか。現在はまだ抵当権が抹消されないままの今、認定を出されているのかなと思いますが、その点も含めて答弁をお願いします。

建設課長 この区域の関係につきまして、集団和解の関係につきましては、１月末に全員の方の承諾書を頂きました。現在その・・・

（「そなんん聞いてへんやんか、抵当権抹消について。」との

声あり。)

建設課長 抵当権抹消につきましては、1月に第1回の公判ありまして、第2回につきましては、3月17日に行われるという事で、それで担当されております弁護士さんとも協議する中で、この3月17日をもちまして結審されるという風に聞いております。この件についても、これでされましたら整理が完了するという事でございます。

小野委員 今は3月ですので、という事は、この土地については、まだ抵当権が抹消されずにやむを得ず出されたという事で理解しておきますので。それとね、その時の同じ権利者ですね、同じ権利者の今、提訴している法人ですかね、その同じ権利のついでる物件があったように思うんですが、その方についてのフォローというんですかね、考え方とか、進め方については今どのようなになっているんですか。

建設課長 権利関係については、確かに、小野議員が以前にもご指摘いただきましたけれども、これについては、他の場所でもある部分があります。これについては、今の関係とは異なる関係もございまして、我々としては道路整理につきまして、今後努力していきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

小野委員 今後努力していきたい、確か私の記憶では、それはどう言うんですかね、道路形状をとってる場所もあるし、そして宅地の場所も一緒になっておるといように認識してるんですが、しっかり見てないんですが、その辺についてもいつかは道路部分は生活道路であるし、もちろん下水も走ってますし、舗装も町の方でやってる場所だと私は記憶してるんですが、そちらについても一緒にやっぱりやらんな、またやっっていかなん事になってくるし、今どういう提訴なのか、私は専門家じゃないので分かりませんが、同じ事をまた繰返していかなければならないだろうと思うので、できるだけそういう事が分かってる段

階で、すべきだと思うんです。そしたら、それはもう、そういう事があるという事だけで今止まっているのかどうか、その点はどうなんですか。

建設課長 今、委員がご指摘のように、私道という形の中で、道路整備についてはまだ整理されてない、認定もされてないという事なんですけども、この路線についても委員が今申されるように、敷地内については、それぞれの方が権利を持っておられるという事で、地域の方とも以前にはお話をさせていただいて、認定道路管理上の問題もありまして、しておったんですけども、なかなか地域全体のまとまりがなかったという事です。それと合わせまして今ご指摘されている、権利者の方についても部分的に一部持つておられるという事があります。この件につきましては、町としてはそれぞれの物件に対して今、提訴をしているところなんですけれども、ですからこの物件についても町としてはそれぞれの場所で、また整理する中では、その方の、どう言うんですか、相続権者言うんですか、その方ともご相談もしてきた経緯もございますので、さらに底地整理については努力していきたいという風に考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

小野委員 以前から、何年も前から道路の整理という事で登記面の整理もやっていこうという事で、その場所も確かピックアップされとったんかなと思うんですよね。この建水の委員会からも色々先輩議員もおっしゃって、道路の整備できてないやんか、という事でね。その都度やります、やりますと言って、それで何か事起きた時点で、ちょっとやってもう後はほったらかしなんですよ、はっきり言って。だからそれと同じ事ですよ、頼みますよ、それはそういう機会をとらまえて、そこの一帯を生活道路としてやんねん、はっきり言って。確かに個々には、いや、もう構へんねんと言っておられる方もおる事は承知なんですよ。だけど、もしその人が権利を取得されて、その場所を半分だけでも閉鎖されたらどうするんですか。以前もあつたでしょ、他の場所でも。

それを解決、そのままほったらかしにしておくから、またそういう事が起きるんですよ。その場所の方の土地、その道路の中でも、法人として存続してないようなところもまだ他の法人もある可能性あるんですよ、だから、それこそこういう事をとらまえて重点的にやっつけていかな、これはどうにもならないと思います。それと関連して、前回の時に先輩議員言ったと思うんです、この整理番号7の事でね。間空いてるんです、理由分かってるけどね、間空いてるんです、難しいねん、という事で。今、これ、認定出たら、これをほっとくんですか、違いますんか、同じ事やと私は思うんです。これを解決していくのはどういう策が必要でどういう具合の事が要るか、どういう具合にしていくという方針だけでも示してください。

建設課長 この整理番号7についての先線の関係についてでありますけれども、これにつきましても、2件の権利者がありまして、

(「事情分かったんねん、どうするんか、という事。」との声あり)

建設課長 我々、この認定に際しましては交渉も行ってきたわけなんですけれども、なかなか権利の関係について、ご同意いただけない状態なんです。ただ、我々としてはこの関係についても、事ある毎に権利者の方ともお話をしていきたいという風に考えてますし、その中で早く認定の先線、延伸ができるように、努力もしていきたい、考えておりますので、今委員がご指摘のように、終わったからこのままでおいとくという気持ちはございませんで、我々としてはこういった事について、いろんな町内でも他の関係等も出てくる可能性もありますし、またそういった事も合わせまして努力していきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

小野委員 先ほどの私質問してるのも、ここへついてくるんですよ。その意味しっかりと私は認識してもらいたい。先ほどの件の、今、解散して

しまってる法人が持ってるというんですか、抵当権者として登記がなってる、その物件について、それはもう、全く個人の物件だったらよろしいですよ、何も町が構わんでも。道路部も含めてその方が持っておられる、確かそうやったと。そしたら、その話を進めていく中で、これ言ったらそういう事あるから、その道路として分筆もできません、とかなってくるかも分かりませんがね、やはりそこらの道路の、住民のうち90%位は町道やと思ってはりますよ、舗装もしてあって下水も通って水道も通って、それでみんな通ってる段階で、誰一人、地権者が私とこのですから通らんといてください、とかそんなトラブルないねんから、思っってはりますよ。だから、それらをしっかりとね、道路がなかったら私は何も言わないですよ、だから、一旦終わったらそのままや、というような形だけの、しっかりとってほしいという事をまたあえて言うておきますので、お願いします。もうそれで結構です。

委員長 他にございませんか。吉川委員。

吉川委員 小野委員から指摘あった、3月17日に裁判が終わる、ちょっと日付間違ってるかも分かりませんがねけども、終わったら必ず町のものになるんか、終わってもまだならないんなら、私はちょっとこれ保留すべきだと思います。そうでないと、町も難儀すると思う。今、難儀してもうてんのは、みなそれや。今までにちゃんと整理してもろてたら、今やってもろてる人、そんな苦労してもらわんでもいいわけや。私、せんど申し上げて、それを解決するために特別の人まで置いてもろてでっせ、やってもろてんねん。同じ事言っって申し訳ないけども、難しい点は私も把握してるしでんな、私も自分で行けるところは自分で努力して行ってるわけ。せやから、私はやっぱりみんなで努力してやらないかんし、またやっぱりこれはもう、間違いないわと、信用と言うんか、それもあると思うんですけどね、神南の一つのあの例とってもでんな、またあの例変えてはるわけ。元の地主に登記変えしてはるわけ。せやからこういう事のないようにでんな、私はやっぱりみんなで努力

し、考えていかないとですね、また担当が替わった場合でも難儀せんなんと思うんです。同じ者がずっとしてたら昔の話もできるけどでんな、担当が替わって、向こうも仮に親の代から子の代へなってきたら、親だったら解決できたやつが、解決できない、反対の場合もありますよ、確かに。今度行くのなんか息子さんは協力的、そういう場合もあるけどでんな、やっぱりきちとした手続きをとって、私は登記を終えてもらってから認定をするように、私はしてもらいたいと思うんですが、そこらの心配は要りませんから。私、この前の2月14日の委員会でもその事だけ、この5号線だけやないんですよ、みな底地は町になってますな、という事を念押ししてるわけなんです。私はあえて申し上げるのは、次の者が難儀せんなんわけや、その事で。今やってもろた人がみな対応にあたれるねんやったらいいけど、担当課替わったらでんな、そんなん、やっぱり後から担当した者が、その解決に当らんなん。昔の事は自分がやってないからあまり分からない、そういう事もあるんで、私は是非ともちゃんとした手続きをとってやってもらいたい、かように思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。もし、答弁できるんなら、考え方でも。

建設課長 今、議員から特に町道の関係についてご心配いただいておりますねけど、この件に関しましては、底地につきましては、寄付をいただいて町名義に現在もなっております。ただ、その物件に対しまして、ご承知のように、抵当権が入っておるといふ形のものでありまして、抵当権につきまして、会社が閉鎖されているという状況でありまして、こういった事によって長年、このまま放置すると問題も起こってこようという事で、我々としてはこの件について訴えの提起を起こしまして、権利登記の抹消をするという形で請求してる状況でありますので、この問題が17日に解決すれば、全体的に底地も、底地は町有地になりますけど、権利登記も抹消されるという事ですので、よろしくお願ひしたいと思います。

小野委員 あかね、吉川委員心配されてるのはね、これ今法人だからそういう形で裁判起こして、という事なんです。これ、吉川議員がいつもおっしゃってるように、相続物件の時に、抵当権やったら大丈夫やとか、権利者がですよ。所有権やからだめやとか、そういう問題じゃないんです。だから一刻も早くそういうものを処理していかなければ出来ません。吉川議員が以前からおっしゃってるとも確かその道路のところに相続物件がある。だからそれが今、全国に広がっていると、おかしな表現になりますけど、だから無理なんだ、という事で長引いてて、解決したのかどうか、私はちょっと知らないんで、申し訳ないんですが、それと同じ事なんです。だから私は今確認したけど、吉川委員が心配しておられるのは、裁判が終結した段階で、100%抵当権を抹消できるのかどうかというのは、その見込ですよ、それをどない考えてるんか、という事なんです。私は途中で止めてましたけどね。それについて、どのように担当としては、裁判が終結して、その後確実に抹消登記ができるのかどうか、それはどういう見込みでおられるのか、それか顧問弁護士にどのように伺っておられるのですか。

建設課長 今、この訴えの提起の中で、終結すると職権によって裁判所からそういうような事でこの登記抹消できる、という事で我々聞かされておるんですけども、17日が最終という形で言われておりますので、その結果を待って、判決をもって登記抹消するという形になりますので、そういった事で弁護士さんとも話させてもらっているという状況です。

小野委員 そしたら、登記抹消をするのはどちらですか。

建設課長 この登記抹消については町の方でやっていくという形になります。

小野委員 それでね、先ほど吉川委員もおっしゃっているのも、私も言っているのも一緒なんです。整理番号7についても一緒なんです。当然、

課長もご存知であると思いますけど、認定の一つの要件として公道から公道へですよ。今、7は公道から公道へついてないんですよ。そしたら、あえて今出す必要あるんですかという事。それと、吉川委員がおっしゃってるように、整理番号5については、そういう抵当権の抹消がまだ付いとるんですよ。そしたら今あえてこの3月議会に出さなければいけない事があるんですか。だから、以前からも色々議論があったでしょ、この認定についてはね。私も時々こちらへ帰って来てるというのか、その都度、この認定を出していただいているねけど、その都度なんでこれ、いっぺんに出さんなんねんやろ。他のはOKやけど、要件を満たしてるから認定OKやと、議決機関として言えるという事で、これはちょっとまだ未熟などこあるんと違うか、と言ってもこれを前例にされるんなら、当時の建設課長も今、部長でいるし、色々議論したけどやね。だから、これについて、早くそしたら認定を出して、議会の議決得とく必要は今あえてあるんですか、その点はどうなんですか。

建設課長

この区域のこの路線については、一つとしては地域の強い要望によって、道路整理も含めまして今日まで3年余りの期間を経てきたわけですが、そういった中で特に大きな問題としては、地籍混乱を起こしているという形のものがありまして、地域の全員の方の賛同も得て、集団和解という形のものもあって、ようようその事が完了されてきたという状況があります。そういった中で地域の方についても、道路関係について、その底地については、どうしても以前から地域の個々の問題としても大きく、公道としてならないか、という事が、強い要望もありました。そういった事も含めましてこの道路整理について努力してきたわけですが、そういった中で道路区域の確定もされましたし、底地の権利については、寄付いただいたという事と合わせまして、今ご指摘いただいている、権利登記されてる中での抵当権等の権利が設定されているという状況です。これについても、そういった調査、研究も色々してきたわけですが、その方の会社等につい

でも閉鎖されていると、相手がおられないという事で、法的な手段として訴えの提起をさせていただいたと。これについても弁護士さんとも重々十分に協議いたした中で、本来こういった物件については、長年その状況でおいておられると、本来についてはそういった権利が主張されてもまず問題は起こらないであろうという事ですけども、公の者として、我々取得するにおいては、住民の方の生活道路としての位置付けもありましたし、そうした事を含めまして権利の抹消について訴えの提起という形になってきたわけですけども、そうした事を含めた中で、やはり我々はそのものについて、下水も完備された事もありますし、また地域でも早く認定という形のものもありましたので、今回、町でさせていただいたわけでありますので、何とぞこの物件に、この区域の路線については、よろしくご了承賜りますようお願いしたいと思えます。

小野委員 あかね、課長、私が質問してるのは、この道路を町のものにするという事に対しての、いろんな地元との協力、地元がやってくれた事を感謝してますし、今その権利は移ってるんですよ。これから町が第三者に売る事はめったにないですよ。だから、その点はそれでクリアしとるんです。だけど、今、町道認定を提案するにつけて、以前から色々な話し合いをしてる中で、余分な権利が付いてるんかどうか言う事ですね、私はもちろん所有権が変わってるかどうかというのは、所有権が変わってなかったら出来ないということをはっきりと打ち出しておられる。そしてね、それらを、それと公道から公道へという一つの原則があるんですね。だから、今、町道認定を議会へ出してきて認定を、言葉違うけど、お願いしてるんでしょ、お願いするておかしいけど、議決して下さい。これは今までの話の中で町道認定としてすべきものとして、出しておられるんでしょ。だから、議会の方も今それを審査させてもろてるんです。そしたら、その時の事について、この整理番号5については、まだ抵当権が完全に抹消できてない、現在、本筆とか、3月2日、告示の日やからもうちょっと前やね、3月2日とい

う段階では完全に抹消できてない。一方、7については公道から私道へ繋がっている。だから、そういうことがあるのに、なぜこれを入れてるんですか、と言ってるんですよ。だから、それを入れるにつけては、やはり今、認定という事は必要なんですか、と私は聞いている。そういう事になってきたら、これだけはそうして特別に認めなければいけないというか、まあ言ったら一つの基準に満たない部分があるという。そしたら、あえてこれ、議会としたら、こういうところあるやんか。なんぼ説明聞いても私は分からない、こういう事あるというのは、事実ですよ。そしたら、これ全部一つの一件で上がってきたんねんから、これだけ外すか、という事を、これ今出さざるを得んでしょ、その説明をしてくれますかと言ってるんです。先ほどの吉川委員が、裁判のあときちとなるんかと心配しておられるんです。そうして、私が言ってる整理番号7について、必ずそこへ公道へつける事に最大の努力するんですか、と期限を切ってもやって貰わないといけない。行ったけど難しいんです、という返事だけじゃダメなんですよ、本来は。そこらをもうちよっと責任もって話してください。

都市建設
部長

町道認定につきましては、私が建設課長の時に色々議論していただきまして、一定の方向性を出していただいた、このように認識をいたしておるわけですがけれども、そうした中で公道から公道と、これは基本に取り扱ってきました。ただ、開発とか位置指定とかいろいろな行き止まりの道路があります。それを、通常から言えば、それを寄付を受ける事については財政負担が生じるんです、そういう中で非常に難しいというような事で町道認定もしていなかった。ただ、住民の方がそれを町道認定する事によって、住民の利便を図れるという事でその分についても、寄付を受け町道認定をして参りました。この道路については、町道開発の位置指定ということではありませんけれども、地域の方も負担を生じながらですね、色々努力してもらった。そうした中で最終的にまとまったという事になりまして、そうした中でその権利は一部ついとるんやけど、所有権を町へ移すという、その段階で権

利が抹消でけへん、出来ない、権利が取れないという事になれば、なかなか町として所有権を町に移すという事については、戸惑いもあり、受け入れできなかった、こう思っています。そうした中で、弁護士とも相談する中で、これはこういう手続きを踏めば抹消できるよ、という確認がとれた事によって、寄付を受け入れたと。地元の方もできるだけ集団和解という中で協力をしながらやってきたという事で、この部分だけ先がまだ私有で残っているという事で、その部分を置いとくという事もできませんで、この分も含めさせてもらって、今回出させていただいたという事になってます。よろしく願いいたしたいと思えます。

小野委員 悪いけど、その説明はね、申し訳ないけど、私の方が説明しやすいんですよ、専門家ですから、はっきり言って。ただね、認定を、今部長がおっしゃったように、認定について基本と言うんですか、その一応、議会へも説明してもらってこういう具合にしましょと、もちろん所有権が変わってなかったらダメですという事。色んな権利が付いたらやっぱり後々問題ありますから。だけど今、この物件は今、部長が、先ほど課長が説明したように、いろんな事で登記面は町のものになってるんです。そうしたら、何も今、あえて認定に出してくるのに、認定を出す理由ないでしょ、まだ完全に認定基準に合致してないんですよ、一方は私道へしか繋がっていない。だから、私が今言わんとするのは、先ほどからも言ってるように、延伸先というのか、私道、二筆の件について、勢力的にいついつまでにやります、というようなその構えをしてほしいんですよ。一方、その抵当権がついてる物件については、道路については、これ、抵当権ついてるのは、この整理番号5でしょ、7はきれいにいったるはずや。だから、5については、部長がおっしゃったように、それはもう、裁判が判決をもらったら、その判決で法人の清算人ですか、管財、がいますので、その人と交渉した結果、抵当権の抹消には同意してもらえると見込みが十分ついてるということで、それで抹消登記ができるという事ですね、今まで

は交渉する相手がいてなかったという事で、それを裁判で判決もらうんでしょ。だから、それは順番追うてきたらいい。この先の方はまだ交渉していかんなん。そしたら、今のこの3月議会で出さなくてもそれが全部解決してから出したらいいと思う、本来は。だから、当然、一緒に出してこられてるから、私としてはその理事者側の姿勢をしっかりとここで表明していただいとおったら、私は反対しません、という事です。その、今までの状況なんか何回言ってもらっても一緒やいう事です、なぜ言えないんですか、はっきりと、やる気ないんですか、その先の方。先まで交渉しに行くという事は言えないんですか。それがもうね、不可能なんですか、不可能やったらこれを出さんといってください、公道から公道へのあれがないという事やから。議会でももう一回休憩とって、私らは全体を議決しやなしゃないし、これだけを持越すことできないんですよ、以前やったけどね。どうなんですか。

委員長 暫時休憩いたします。

(午前10時49分 休憩)

(午前10時55分 再開)

委員長 再開いたします。今の話につきまして、取り纏めを行いますので、11時10分まで休憩いたします。

(午前10時56分 休憩)

(午前11時20分 再開)

委員長 再開いたします。

今の町道認定についてでございますけども、町民にとっての大事な道路であるという事で、議会また行政が道路についての認定を、審議の中で深めていって、その中において、議会としては、町から出されたやつが、そのままずっと素通りするんじゃないし、やはりその内容

を認識をきちっと踏まえて出していただいて、また形式的にならずに、ちゃんとその辺は提出していただいて、議会は議会としてそれをちゃんと監視しつつも、ちゃんとそれが認定道路になって、住民の方に喜んでいただくような形の審議をしていきたいというのは、当然思っているわけですが、委員からも先ほど言いましたように、町道への認定の意識をきちっと持っていただく、また形式的にならずに理解していただいて、大変ご苦労する面もあるんですけども、それはまた委員としては踏まえた形ではあります。けどもやはり、住民のためにそれはやっていかなきゃならないという事で、当委員会も思っていますので、その辺の認識をよろしくお願いいたします。理事者の方から何かあれば。

町長 議員皆さんには大変ご心配をかけております。我々としても十分やっぱりそういう点については、配慮をしながら、慎重にして参らなければいけませんし、そういう意識を十二分をもって、そういう事にあたっていきたいと思っております。色々ご指摘いただいた関係等についても、我々はやっぱりこの町道認定等についても、簡単にそういう事を思わず、やっぱり努力をしながら町民の方々に少しでも安心していただけるような環境をしていく事が大事であろうと思っております。本当に、この認定等につきまして大変ご心配かけた事にお詫びを申し上げまして、今後そういうことの起こらないようにして参りたいと思っております。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本件については、当委員会として原案どおり認定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって認定第1号については、当委員会として満場一致で認定すべきものと決しました。

次に、継続審査について審査することと致します。

(1) 公共下水道事業に関することについてを議題と致します。

理事者の説明を求めます。谷口下水道課長。

下水道課長 それでは、継続審査でございます公共下水道に関することについて、ご報告させていただきます。まず、資料2-1をご覧くださいませでしょうか。本年度発注いたしております公共下水道工事の進捗の状況でございます。継続事業であります龍田北汚水幹線2工区図中の赤色路線を除きまして、すべて年度内に完了できるよう順調に作業が進められている状況でございます。

そして、先ほど議案第19号、平成17年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)により、繰越明許のお願いをいたしました、服部1丁目地内で施工いたしております三つの工区の工事でございます。

去る、2月28日に入札を執行いたしました結果、第13処理分区第11工区-3工事、図中青色路線、株式会社中谷組、第13処理分区第11工区-4工事、図中ピンク色路線、株式会社青山組、第13処理分区第11工区-5工事、図中オレンジ色路線、宮崎建設株式会社が施工することとなり、いま現在、準備作業に入っており、平成18年9月29日の完成を目指しておる状況でございます。

次に、お手元資料2-2をご覧くださいませでしょうか。供用開始区域の拡大についてでございます。本年度、後期に整備が完了いたしました区域につきまして、平成18年4月3日付けをもって、供用開始区域の拡大をするものでございます。新たに拡大いたします区域は、龍田北1丁目、法隆寺西2丁目、龍田南1丁目、小吉田2丁目、服部

1丁目、法隆寺1丁目、法隆寺2丁目、阿波2丁目、興留5丁目、興留6丁目、興留7丁目の各一部で、約13ヘクタールの区域を拡大し、既に供用を開始いたしております区域との合計といたしまして約102ヘクタールの区域で公共下水道が利用できることとなります。

次に、お手元の資料2-3をご覧くださいませでしょうか。公共下水道の利用状況で、2月末現在の状況でございます。確認申請受付件数が620件、検査済み件数が566件、また、融資あっせん利用件数が11件、浄化槽雨水貯留施設転用申請件数が5件であります。今後も、一団の区域の整備が完了いたしましたら、順次、公共下水道が利用できるよう進め、また、公共下水道の利用促進に努めてまいりたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

次に、下水道におけますP I、パブリック・インボルブメントモデル事業についてでございますが、お手元の資料2-4をご覧くださいませでしょうか。

昨年、10月から11月にかけて、全体計画区域、事業認可区域、公共下水道利用可能区域、それぞれその3つの区域におきまして、それぞれ500人の合計1,500の方にアンケート調査のご協力をいただいたところで、回収率は約66.5パーセントにあたります997人でございますが、その集計結果がまとまりましたので要点を抜粋し、ご報告させていただきたいと考えております。まず最初に、調査の項目でございますが、斑鳩町の行政に対する評価や水辺の状況、下水道の接続、下水道の役割・下水道事業を進める必要性と効果、斑鳩町の下水道事業、排水設備の接続のしくみや必要性、加入負担金や下水道使用料などの下水道の費用負担、下水道事業にパブリック・インボルブメント事業を導入することなどについて、大きくは7つの項目によりアンケート調査を進めてまいりました。

まず、お手元の資料2-4の11ページをご覧くださいませでしょうか。よく行く水辺で気になることについて、最も多いのはごみが70.9%、ついで水質が63.9%と、臭いなどいずれも水質や環境に関連する事項が多く挙げられておりました。

次に、13ページでございます。下水道に接続して良かった点といたしまして、浄化槽からの臭いが無くなったということ、ついで衛生状態の改善など自宅周辺の環境が良くなった事などを挙げていただいております。これらは、環境に関して改善されたと感じていただいたという事が考えられていると思います。

次に、16ページでございます。接続する意向の低い理由といたしましては、費用の問題、浄化槽を利用しているため不便していない、また、借家の問題等が挙げられております。

次に、飛びますが、22ページをよろしく願います。下水道の役割に対する評価について、いずれの役割につきましても、非常に重要またはやや重要と考える人の割合が高く、川や海の水がきれいになるについては、76%に及ぶ方が非常に重要と考えておられ、下水道の役割の重要度を高く評価されていることが分かります。

そして25ページ、よろしく願います。斑鳩町の下水道事業計画に対する評価でございます。現在の計画通り、事業認可区域、全体計画区域と、段階的に進めていけば良いとお考えの方が、約半数弱の48.3%を占めており、また、現在の計画よりも、もっと早く工事を進めるべきだとお考えの方も39.1%ございました。

次に、26ページでございます。居住地域の供用開始予定に対する評価についてでございます。計画通り工事を進めて欲しいという方が41.9%、もっと早急に工事を進めて欲しいという方が40.7%で、早期の工事着手を望まれているということが分かっております。

次に、27ページをお願いいたします。下水道事業の進め方に対する評価についてでございます。現在の計画通り事業を推進して欲しいと考えておられる方が約半数弱の47.2%、ついで、現在の計画よりも早く使える区域を拡大するべきだという方が35.9%となっており、整備区域の早期拡大を望まれているという事が分かります。

次に、29ページでございます。排水設備の接続の仕組みや必要性についてでございます。以前から知っていた人で、最も多いのは、下

水道に接続しないと周辺環境や河川の水質が改善されない等、聞いたことがある人まで含めると、概ね81.3%の方がご存知であることから、下水道の環境面での効果は広く知られていることが推測されます。

次に、39ページでございます。加入負担金についてでございます。加入負担金が一律10万円であることを知っておられた方の割合が、利用可能区域で44.9%、事業認可区域で16.4%、全体計画区域で14.7%で、全体といたしまして25.4%と低い水準にとどまっております。広報や説明会でも説明はしてきておるものの、あまり記憶に残っておらない、もしくは知られておらないことから、今後、記憶に残る説明の仕方を検討していくべきだと考えております。

次に、41ページでございます。加入負担金の金額に対する評価についてでございます。高い、妥当、安いと思うかどうかは別といたしまして、理由や考え方を理解できるとした方が82.4%となっております。

次に、42ページでございます。下水道使用料金についてでございます。以前から知っていた方については、利用可能区域で12.9%、事業認可区域で9.1%、全体計画区域で9.6%で、全体として10.5%と低い水準にとどまっておりました。これにつきましても、先ほどの加入負担金と同様に、広報や説明会でも説明はしてきておるものの、今後、記憶に残る説明の仕方を十分検討していきたいと考えておる状況でございます。

次に、43ページをお願いいたします。下水道使用料金に対する評価でございます。金額についての考え方につきましては、高い、妥当、安いと思うかどうかにかかわらず、考え方を理解できるとしていただいた方が89.2%となっております。

次に、45ページをお願いいたします。下水道におけるP Iの必要性については、今後、下水道整備を行う区域でのP Iは必要であるという答えをいただいております。

最後に、下水道事業についての進め方について、現在の進め方で良

いという意見が、約半数を占めているものの、他の市町村に比べて遅れていることから、公共下水道の整備に対して効率的な整備と現在の計画より早く進めることを望まれているという意見を得ており、公共下水道は、総合的には必要であるという反面、下水道にかかる費用について、改めて負担が発生するということから、個人的な負担が大きくなるという意見が見受けられております。また、それに伴い、接続推進の阻害要因につきましても、個人が負担する費用について大きくなるということや、高齢者にとっては厳しいという内容も見受けられており、接続推進のための啓発や方策について、更に工夫が必要ではないかと考えており、いただいた様々な意見やデータを踏まえ、これからの下水道に関して行政から情報提供をするためにも、今後、一層の啓発活動に努めていくことが必要であると考えております。

なお、この集計結果につきましては、取りまとめ要約し、広報等で公表をする予定でございます。また、これらのアンケート結果を参考に、今後、地元説明会での説明の仕方、広報の仕方等につきまして、手法につきまして、さら研究をしていきたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、公共下水道に関することについての報告とさせていただきます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受け致します。

小野委員 あんまり時間もないようですし、直ぐに結論出るような問題でもありませんので、提案という形で、今後、この担当常任委員会で色々議論をしていってもらいたいと思います。私自身が、次の5月でこの委員会に所属するかどうかは未知数ですが、未定ですが、と言いますのは、先日の予算委員会の中で、衛生費の中でし尿処理費の審議をしているときに、海上投棄が出来なくなったということで、鳩水園の改善費というのを組んでおられたということですが、そのときも、予算委員長として、この担当常任委員会で色々話を聞かせていただきたいということですので、再度、申し上げます。公共下水道を進めていく上

で、例えば、鳩水園のところも、今、認可区域内に入っているんだと思うんですが、例えば、し尿処理の仕方も兼ねてなんですが、鳩水園は設備自体はそういうものじゃないというのは分かるんですが、改善のしようによって、あそこまで収集ですか、収集してきて、し尿処理場の中で公共下水の方へ処理をと言うか、今、担当常任委員会が公共下水道の方ですので、そういうことが可能なかどうか、まずその点について、ちょっとお伺いしたいと思います。

下水道課長 ただいまのご質問でございます。まず、公共下水道につきましては、今後さらに拡大していくことになりまして、鳩水園で処理されるし尿につきましては順次減ってくるという事が考えられます。それらにつきましては、まず1点、下水道としましては、水洗化の推進に努力するというようなことになってきまして、鳩水園につきましてはし尿処理の処理経費が、処理量が減ることに伴いまして経費も減ってくるだろうという推測はしております。

そして、1点考えられますのは、全国的にし尿処理場の汚泥などを処理するに關しましては、全国的にそのような例はないということでご理解いただきたいと。よろしく申し上げます。

小野委員 鳩水園の、そこで処理すること自体は少なくなってくる、公共下水が進んでいく中ではね。私が、今ちょっと教えてもらいたいと言うのは、汚泥、全部が公共下水へ接続するということは、まず無いですわね。それで、町としては、汚泥とかで、まだ鳩水園ではそこで処理して行って、先ほど言った海上投棄している分もあったと思うんですが、それを海上投棄が出来ない、そしたら、その部分については公共下水の方へ流していいものか、それとも、下水の機能とかで、それは出来ないんやと、また、今の鳩水園は当然そのままではだめだと、私も思うんですが、そこへ改善を加えることによって、公共下水の方へ流すことが可能なかどうかと。今課長は、そういう処理場、鳩水園は処理場ですね、それから流しているのは全国的にはないということですよ

が、そういう改善を加えることによって、そういう活用方法はないのかなということなのですが、その点は今後の研究課題としてね、衛生面云々じゃなくて、やはり全町的に公共下水に対しての、どういう具合な利用の仕方したらいいのかとか、また、鳩水園の方の、町としては環境対策課ですかね、そこらとの色んな議論を交わして行ってね、生きた行き方、ひとつの施設を色んな方面でやっていくのも、ひとつの財政的なことも考えたり、住民の福祉も勿論ありますから、そういうことを考えて行ける余地はないんですかね。そういうことも考えて行くべきだということで、思うんですが、今日の段階ですから、そういうことは完全に不可能なのかなというのがあります。それらについても研究して行ってもらいたいということで、今日はそこらで止めておこうと思いますけど。海上投棄が出来なくなったということ踏まえて、環境対策課の方からもそういう話し合いがないのかどうか、その点どうなんですかね、公共下水を利用するということは。

助 役 小野委員がおっしゃるように海洋投棄が出来なくなるということについて、出来ない汚泥等については、本町の町内で処理しなければならないと、このように感じます。そういう中で、担当課からは若干の、こうしたいああしたいというような意見もいただいております。ただ、我々といたしましては、十分その研究をして、やはり財政の厳しい中ですから、出来るだけ低廉な形のことを考えながら、ひとついい施設を進んでいかなければならないと、このように思っています。

小野委員 それらはね、助役さんがおっしゃるような考えでね、担当が違うんだということで済まさなくてね、やって行ってもらいたいと。そのことによって、継続審議ですが、施工していく順序についても、やはり、ひとつの行為をそれが可能だったらね、やって行ってもらえたらいいのかなと、そのように思っておりますが、もう1点確認させていただきたいのですが、鳩水園は今度の認可区域の中に入っているんですね、その点だけ確認させてください。

下水道課長 鳩水園自体につきましては、事業認可区域に入っております。

委員長 他にございませんでしょうか。

(な し)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

本件については説明を受け、一定の審査をしたということで終わります。

次に、各課報告事項について、(1) 議案第17号、平成17年度斑鳩町一般会計補正予算(第7号)についてのうち、当委員会所管に関するものについて理事者の説明を求めます。

都市整備課参事 それでは、平成17年度斑鳩町一般会計補正予算(第7号)につきまして、都市整備課所管いたしますものについて、ご説明を申し上げます。

まず、予算書の19ページをご覧いただきたいと思います。

第7款土木費、第4項都市計画費、第8目JR法隆寺駅周辺整備事業費の第22節補償補てん及び賠償金についてでございます。この件につきましては、昨年の9月議会で増額補正をさせていただいております通信ケーブル回線移転補償事業が完了いたしましたことから、その不用額389万8,000円を減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、5ページをご覧いただきたいと思います。

第2表の繰越明許費でございます。第7款土木費、第4項都市計画費の法隆寺線整備事業でございます。この件につきましては、龍田地区におきましても、現在、引続き用地交渉に当たっておりますことから、国道取り付け部の詳細設計が今年度中に執行できない見込みでありますことから、780万2,000円を、また、JR法隆寺駅周辺

整備事業につきましては、駅舎・自由通路詳細設計及び法隆寺駅構内の配線変更工事の進捗状況が、今年度に予定をしておりました自由通路及び橋上駅舎工事の一部が執行できない見込みでありますことから、6億4,048万9,000円の繰越をお願いするものでございます。

以上が、都市整備課が所管いたしますものについての説明でございます。

建設課長 建設課所管についてであります。同じく5ページをご覧くださいと思います。第7款土木費、第2項道路橋りょう費、事業名、道路新設改良事業についてであります。町道407号線三代川堤防線ですが、地元との関係について協議がこの度、用地交渉が纏まったことから、事業費を繰越をお願いするものであります。

以上、簡単ではありますが、よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので質疑、意見があればお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

議案第17号、平成17年度斑鳩町一般会計補正予算(第7号)についてのうち、当委員会の所管に属するものについて、当委員会として了承することとしてよろしいか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

本件については、当委員会としてこれを了承することと致しました。次に、(2)斑鳩町町営住宅入居者募集について、理事者の説明を求めます。堤建設課長。

建設課長 斑鳩町町営住宅入居者募集についてであります。前回委員会以降の状況について、ご報告いたします。追手団地1戸、101号室及び長田団地B棟、301号室の合計2戸につきまして、入居申込用紙の配布は2月13日から2月24日の間で配布いたしました。申込用紙の受付は2月7日から3月10日の12日間で受付を行なったところであり、集計の結果といたしましては、追手団地101号室は申込用紙の配布数19件に対しまして、受付件数は11件となったところであり、次に、長田団地B棟301号室につきましては、申込用紙配布件数15件に対しまして、受付件数が6件であります。現在、申込された方のお宅を訪問いたしまして、実態調査等を行なっており、調査完了後、町営住宅入居者選考委員会を開いていただきまして、ご審査の上、入居者の、出来るだけ早く決定してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので質疑、意見があればお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 他に、理事者の方から報告しておくことはありませんか。

(な し)

委員長 以上、これら各課報告事項については、説明を受け、了承したという事で終わります。

次に、その他について、各委員から質疑意見等ありましたらお受けしてまいりたいと思います。

小野委員 この常任委員会に直接のも、あるんですが、時間ないので、ちょっとお聞きしておきたいことがあります。

皆様ご存知だと思いますが、今日の新聞にもでかでかと掲載されておりますが、住民会議の皆さんから公開質問状を議長がお受けされております。

このことについて、議会運営委員会で議長が議論しようということでお答えなってますし、そのことはそれでよろしいですが、私も議会運営委員のメンバーですから、その時に皆さんにお聞きしたいことをしとけばいいんですが、他の議員さんもおられますから、ちょっと、この時にお話聞かせていただきたいと思います。

まずね、あの書類を見せていただいたら、住民会議のみなさんが連名で、質問状だということは、機関決定されたんかなという認識でおります。勿論その上が、住民会議ということで記載されておりますが、総務部長もおられますので、いつの会議でね、そういう機関決定されたのか、ご存知でしたら、ちょっと教えてください。

総務部長　今回の公開質問状につきましては、一切、正式な住民会議というような議論の中で無くして、そこにたまたま連なっておられますメンバーの方が、自主的にそういった文を纏められたということで、町長以下、我々については、一切、それには関知していないと、いつされたかということについては承知いたしておりません。そういった中で進んでこられたものでございます。

小野委員　予算委員会でもちょっと、色々話したんかなと思ってるんですが、私は、こんなこと言ったら大変失礼ですが、住民会議の方、勘違いされてるんかなと。それで、予算委員会でそういう話の中で、委員長として私は、ちょっと議事録見てみないと分からないんですが、町長にですか、申し入れもしております。そういうことで、あまり、私は好ましくない行動ではないのかなと、まして、新聞社にも先に記者会見もされてたような感じも聞いてますし、何か、テレビでも報道されてたという感じですので、今お聞きして、ちょっと安堵しております。町としては一切、そういう事に関与してないというか、正式な会議の

中での機関決定された行為ではないということも理解できましたので、今後、議会としても議会運営委員会で色々議論させていただきまして、公開質問状に対しての、やって行きたいと思います。

その事でね、私は今こういう事をなぜお聞きしたかと言いますのは、当然理事者の方も分かっておられると思いますが、成り行き次第でね、これはやはり、選定されたというんですか、委員さんたちを選定された町長にも、やはりひとつの責任というんですかね、その認識が必要ではないかなということになって行くのではないかなと思います。が、住民会議の委員さんを選任された町長としてね、今のその行為に対してね、率直にどのようにお思いなのかお伺いしたいと、そのように思います。

町長 私は諮問をいたしましたから、答申をまず頂くことが一番賢明でございますから、そういう事だけを私は、いつ頂けるのか、早く、議会にもありましたように、早く選任をして早く17年度中にするのがベターじゃないかということがございましたから、早く私はやはり、答申をいただいて、活動そのものについては、そのようにされるか、それは自由ですけども、私は目標設定というのは必ず出てますから、私はやはり、議会は議会として誠意を持って活動されてますから、以前も、議員から聞かれて町長はどう思うかと聞かれて、議会は議会として真摯に議論されているということですから、我々が一切おかまいする事ないと申し上げてますように、あくまでもやはり、議会は議会として一生懸命やっただいていてという事を申し上げます。私は早く答申をいただきたいということで、申し上げている訳でございます。

小野委員 この常任委員会と離れた感じで質問させてもらって、答弁いただきましてありがとうございます。

委員長 他にございませんでしょうか。

(な し)

委員長

その他についても、これをもって終了いたします。

なお、お手元に配布しております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただけるようお取り計らいをお願いいたします。

以上をもって、本日の案件についてはすべて終了いたしました。

なお、本日の会議の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいがご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

ありがとうございます。

それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。

(町長挨拶)

委員長

これをもって建設水道常任委員会を閉会いたします。

長時間ごくろうさまでした。

(午前11時58分 閉会)